

子ども医療費助成制度

お子さんの健やかな成長とご家庭の経済的負担軽減のため、病気やケガなどで医療機関に入院・通院したときの保険診療医療費の一部を助成しています。

乳幼児のお子さん

1 助成の対象は、

- 入院・通院ともに 0歳～6歳（小学校入学前の3月31日まで）。
上記の年齢で、静岡市に住所がある方です。ただし、次の方は対象になりません。
- (1) 健康保険に加入していない方
 - (2) 重度心身障害者医療費助成金受給者証をお持ちの方
 - (3) 生活保護受給世帯の方

2 助成額と負担額

お医者さんにかかる場合には、「乳幼児医療費受給者証」と「健康保険証」をいっしょに、病院の窓口へ毎回必ず提出してください。その場で保険診療自己負担分の医療費助成が受けられます。

※乳幼児医療費受給者証の交付申請については、下記問い合わせ先までご連絡下さい。

入院	対象年齢	0歳～6歳（小学校入学前の3月31日まで）	
	負担金	負担金はありません。全額、静岡市が助成します。（食事療養費は対象外）	
通院	対象年齢	0歳～1歳の誕生日の末日	1歳～6歳（小学校入学前の3月31日まで）
	負担金	負担金はありません。全額静岡市が助成します。	1回500円（月4回を上限とする）。これを超える額と院外処方箋による薬代については、静岡市が助成します。

小学生・中学生のお子さん

1 助成の対象は、

- 入院のみ 小学校入学～中学校卒業（中学3年生の3月31日まで）。
上記の年齢で、静岡市に住所がある方です。ただし、次の方は対象になりません。
- (1) 健康保険に加入していない方
 - (2) 重度心身障害者医療費助成金受給者証をお持ちの方
 - (3) 生活保護受給世帯の方

2 助成額と申請の方法について

高額療養費・付加給付金等を除いた、保険診療自己負担金の全額を静岡市が助成します。
（ただし、食事療養費は助成対象外）

受給者証は発行されません。お子さんの「健康保険証」を提示し、一旦、医療機関等へ入院費をお支払いください。領収書などを持って各区の福祉事務所保育児童課や地域の各保健福祉センターへ申請することにより、保護者の指定口座へ助成します。詳しくは下記問い合わせ先までご連絡下さい。

・払い戻し助成申請書は、受診された月の翌月の1日から12か月以内に、その1か月分にかかった医療費をまとめてから提出してください。（12か月を超えると申請書の受付ができません。）

問い合わせ 福祉事務所 保育児童課

葵 区 ☎221-1093 駿河区 ☎287-8674 清水区 ☎354-2120
蒲原出張所 ☎385-7790